



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○ 救急病院の告示（医務課）	1
○ 区営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）	1
○ 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）	1
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更の届出・2件（商工振興課）	5
○ 建設業者の許可の取消し（土木企画課）	6

告 示

沖縄県告示第356号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
医療法人博愛会 牧港中央病院	浦添市字牧港1199番地	医療法人博愛会	平成23年5月29日	平成26年5月28日

沖縄県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、糸満市真栄平西土地改良区から申請のあった糸満市真栄平西地区（区営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地計画について、平成23年6月14日その申請を適當と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年6月27日から平成23年7月25日まで
- 3 縦覧に供する場所 糸満市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田嘉里(1)	大宜味村字田嘉里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田嘉里(2)	大宜味村字田嘉里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田嘉里(3)	大宜味村字田嘉里及び字謝名城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
田嘉里(4)	大宜味村字田嘉里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝名城(1)－1	大宜味村字謝名城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝名城(1)－2	大宜味村字謝名城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝名城(2)	大宜味村字謝名城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝名城(3)	大宜味村字田嘉里及び字謝名城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝名城(4)	大宜味村字謝名城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(1)	大宜味村字喜如嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(2)	大宜味村字喜如嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(3)	大宜味村字喜如嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(4)	大宜味村字喜如嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(5)	大宜味村字喜如嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
喜如嘉(6)	大宜味村字喜如嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

白浜(1)	大宜味村字白浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
白浜(2)－1	大宜味村字白浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
白浜(2)－2	大宜味村字白浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宮城原	大宜味村字宮城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(1)	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(2)	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(3)	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(4)	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(5)	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(6)	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(7)－1	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
津波(7)－2	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

なお、関係書類は、平成23年6月24日から同年10月24日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び那霸市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成23年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）マックスバリュ壺川店 那霸市壺川二丁目4番2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼

城514番地の1 代表取締役 栗本建三

3 届出年月日 平成23年5月30日

4 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前 琉球ジャスコ株式会社

変更後 イオン琉球株式会社

5 変更の年月日 平成23年5月21日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年6月24日から同年10月24日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成23年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）マックスバリュ壺川店 那覇市壺川二丁目4番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 栗本建三

3 届出年月日 平成23年5月30日

4 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 90台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 85台

（「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）

5 変更する年月日 平成24年1月31日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年6月24日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 (1) 処分をした年月日 平成23年5月24日

(2) 商号名 株式会社丸高電気工事

(3) 代表者名 大西英彦

(4) 所在地 うるま市字江洲262番地の2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-18）第232号、沖縄県知事 許可（般-18）第232号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月20日付けで、建設業法第12条に基づき許可した業種のうち土

木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
(2) 商号名 有限会社金城土木
(3) 代表者名 金城健
(4) 所在地 石垣市新栄町8番地の26
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第7703号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
(2) 商号名 株式会社日邦建設
(3) 代表者名 長濱眞三
(4) 所在地 沖縄市字美里1351番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-20) 第4710号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
(2) 商号名 株式会社大丸建設
(3) 代表者名 大城清
(4) 所在地 豊見城市字平良115番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19) 第4779号、沖縄県知事 許可(般-19) 第4779号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
(2) 商号名 株式会社南城技術開発
(3) 代表者名 城間敏夫
(4) 所在地 那覇市識名1丁目4番16号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19) 第11230号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
(2) 商号名 有限会社入江造園土木
(3) 代表者名 宇良宗廣
(4) 所在地 国頭郡国頭村字辺土名2033番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18) 第7754号、沖縄県知事 許可(般-18) 第7754号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年5月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
(2) 商号名 有限会社平伸土木
(3) 代表者名 平伸勉
(4) 所在地 島尻郡八重瀬町字後原309番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第1967号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月24日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
 (2) 商号名 株式会社地盤開発
 (3) 代表者名 松原敬周
 (4) 所在地 那覇市古島1丁目1番地15
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第10382号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
 (2) 商号名 有限会社丸嘉土木
 (3) 代表者名 新垣嘉秋
 (4) 所在地 うるま市字安慶名1011番地の1
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第3796号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
 (2) 商号名 株式会社大国建設工業
 (3) 代表者名 玉城聰
 (4) 所在地 名護市字字茂佐908番地
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-22）第6064号、沖縄県知事 許可（般-22）第6064号
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
 (2) 商号名 株式会社七色
 (3) 代表者名 大城進一
 (4) 所在地 中頭郡西原町字呉屋69番地2
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第11573号、沖縄県知事 許可（般-22）第11573号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成23年5月27日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
 (2) 商号名 株式会社渡久地組
 (3) 代表者名 渡久地弘二
 (4) 所在地 国頭郡本部町字渡久地125番地の1
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第192号、沖縄県知事 許可（般-19）第192号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成23年6月2日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊2-19-8
---	---